



2014年12月25日

酒田市議会

議長　本多　茂　様

認定NPO法人DPI日本会議

議長　平野みどり

本間正巳酒田市長辞職勧告案について

DPI日本会議は、1981年の国際障害者年を機に、身体、知的、精神、難病など、障害の種別を超えて自らの声をもって活動する障害当事者団体として設立されました。全ての障害者の人権の確保、バリアフリーなまちづくり等をもとめて活動しています。

さて、2014年12月17日の山形新聞によると、酒田市議会市民の会が本間正巳酒田市長の障害を理由として辞職勧告決議案を検討するように求めたと報道されました。これは障害を理由とした差別であり、DPI日本会議として市民の会に抗議文をお送りしました。最終的には辞職勧告はされず、正しい選択をされたと思っておりますが、このようなことが今後繰り返されないように、今回の問題について当会の意見をまとめましたのでお送りします。

〇障害者差別解消法では差別

　2013年に障害者差別解消法が成立し、2016年4月から施行されます。この法律の目的は「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」とされています。

法は「不当な差別的取り扱い」を禁止しており、このたび市民の会が提案理由とした「声が聞き取りづらい」という論旨は、不当な差別的取り扱いに当たります。さらに法は、国と地方公共団体に合理的配慮の提供を義務づけており、もし仮に、意思伝達が困難であるのならば、意思伝達を可能とするための合理的配慮をしなければなりません。その取り組みもせずに辞職勧告をするのは法に照らして明らかな差別であります。

〇判例あり

すでに同様の判例があります。声帯を失って発声障害を負った岐阜県中津川市の市議小池公夫さんが、市議会で代読による発言が認められないのは違法として、2006年に岐阜地裁に提訴し、2012年に名古屋高裁が「議員としての発言の権利と自由を侵害した」として市に300万円の支払いを命じ、判決が確定しています。今回の市民の会の取り組みはこの判例をも無視したものです。

〇いかなる場合も障害を理由に差別をしてはいけない

　我が国は今年、障害者の権利条約を批准しました。条約はあらゆる形態の差別を禁止し、インクルーシブな社会づくりを求めています。締約国となった日本は条約の理念にもとづいて差別の解消に取り組まなければなりません。さらに、議会はこれを率先して取り組むべき責務があります。このたびの市民の会の取り組みは、この理念に著しく反しています。いかなる場合においても、障害を理由として差別をしてはいけません。この基本スタンスを明確に認識していただきたいと思います。

〇差別解消の積極的な推進を求めます

　このようなことが今後繰り返されないように、酒田市議会として障害に基づく差別の解消に向けて、積極的な取り組みをお願いいたします。